

附則 令和4年3月8日付け3農産第3417号農林水産省農産局長通知

(施行期日)

1 このガイドラインは、令和4年3月8日から施行する。

(廃止)

2 このガイドラインの施行に伴い、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」（平成22年4月策定。以下「共通基盤ガイドライン」という。）及び「GAP共通基盤ガイドライン準拠に関する確認要領」（平成28年5月13日付け28生産第375号生産局農業環境対策課長通知。以下「準拠確認要領」という。）は廃止する。

(経過措置)

3 準拠確認要領に基づき、共通基盤ガイドラインに準拠したGAPであると確認されたGAP基準書に関しては、令和7年3月31日までの間、なおその効力を有するものとする。